

**国民健康保険被保険者証や高齢受給者証等の
付属証に「枝番」を表記します**

マイナンバーカードの保険証利用(事前にマイナポータルでの申し込みが必要)に伴い、令和3年4月1日から交付する国民健康保険被保険者証や高齢受給者証等の付属証に被保険者ごとの「枝番」(2桁)を表記します。

なお、令和3年3月までに交付しました「枝番」のない被保険者証等につきましては、有効期限までご使用いただけます。

問合せ 窓口サービス課(保険)1階4番 ☎6267-9956

**個人市・府民税の申告期限を延長します
(申告は郵送または大阪府行政オンラインシステムで)**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告期限を4月15日(木曜日)まで延長して受け付けます。

感染症拡大防止のため、市税事務所・区役所臨時申告会場への来所をお控えいただき、できるかぎり、郵送または大阪府行政オンラインシステム(扶養控除や医療費控除などの各種控除の申告や、令和2年中に収入があった方はご利用いただけません)による申告をお願いします。

なお、区役所臨時申告会場での申告受付は3月15日(月曜日)までとなりますのでご注意ください。

市税事務所では、3月16日(火曜日)以降も受け付けています。

市税事務所窓口または区役所臨時申告受付会場で申告される際は、感染症拡大防止にご協力をお願いします。なお、区役所臨時申告受付会場は受付時間を変更(受付時間は、9:00~11:30と13:00~16:00)していますのでご注意ください。また、受付期間の最後の1週間や期間中の午前9時台は混雑が予想されますので、この期間・時間帯を避けて来所願います。

3月16日以降に申告された場合は、令和3年度分の個人市・府民税の決定・通知や課税(所得)証明書の発行時期が遅れることがあります。

来所の際の感染症拡大防止にご協力ください

- ・混雑防止のため事前にご自宅で申告書の記載をお願いします。
- ・筆記用具・計算機などをご持参ください。
- ・マスクの着用をお願いします。
- ・手指の消毒や検温などにご協力ください。
- ・咳や発熱等の症状のある方は来所をお控えください。37.5度以上の発熱や咳などの症状がある場合は入場をお断りすることがあります。
- ・混雑状況によっては入場を制限する場合があります。

問合せ **なんば市税事務所**
市民税等グループ(個人市民税担当)
☎4397-2953 FAX 4397-2829

空家の適切な管理をお願いします

空家は私有財産であり、適切な管理は所有者(相続人を含む)の責務です。

近隣住民等に人的・物的損害を与えた場合、所有者等の責任を問われることがあります。

定期的な見回りや修繕などを行って下さい。自分で管理ができない場合は、業者の方に依頼するなど、空家の適切な管理をお願いします。

問合せ **市民協働課(市民協働)5階51番**
☎6267-9840 FAX 06-6264-8283

**次年度の障がいのある方の交通乗車証及び
タクシー給付券の送付及び交付について**

身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者・被爆者健康手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、または特別児童扶養手当1級受給世帯の方で、障がいのある方等の交通乗車証及びタクシー給付券を受けられている方へ、新年度分を3月末日までに書留郵便で送付、またはお住いの区役所保健福祉センター窓口で交付を開始します。

問合せ **保健福祉課(保健福祉)4階43番**
☎6267-9857

**人権擁護委員による
特設人権相談所を開設します**

悩みごと・困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。(無料・秘密厳守)

とき 3月19日(金)13:30~16:00
ところ 中央区役所 6階会議室(久太郎町1-2-27)
問合せ **大阪第一人権擁護委員協議会**
☎6942-1489 FAX 6943-7406

**所得税・復興特別所得税、贈与税、
個人事業者の消費税の申告書作成会場**

開設期間 3月15日(月)まで
(土・祝休日を除く)9:15~16:00
会場 梅田スカイビル タワーウエスト10階
アウラホール(北区大淀中1-1-30)
※会場への入場には、入場整理券(当日配付またはLINEで事前発行)が必要です。

感染リスク軽減のため確定申告は自宅からe-Taxで!



問合せ **東税務署 ☎6942-1101(代表)**
南税務署 ☎6768-4881(代表)

**固定資産税(土地・家屋)に関する
縦覧を行います**

区内に土地または家屋をお持ちの方は、土地または家屋の令和3年度の価格等を記載した縦覧帳簿を縦覧できます。

なお、縦覧は所有資産の所在する区の縦覧帳簿に限ります。



とき 4月1日(木)~4月30日(金)(土・祝日を除く)
9:00~17:30(金曜日は19:00まで)
ところ **なんば市税事務所 4階窓口**
(浪速区湊町1-4-1 OCATビル4階)
※区役所では縦覧することができません。
持参物 ・本人確認ができるもの(運転免許証など)
または納税通知書
・(代理人の場合)委任状
問合せ **なんば市税事務所 固定資産税グループ**
☎4397-2957(土地) ☎4397-2958(家屋)

イベント・講座

**中央区民文化のつどい
演芸上映会の中止とオンライン開催について**

広報ちゅうおう2月号でお知らせいたしました「第32回 中央区民文化のつどい」につきまして、緊急事態宣言の延長により演芸上映会を中止といたします。

なお、出演を予定して下さった皆様の活動を(一財)大阪市コミュニティ協会中央区支部協議会ホームページにてご紹介いたします。

また、作品展についてもご紹介いたしますので、そちらもぜひご覧ください。

とき 3月1日~
HP <https://www.osakacommunity.jp/chuo/>
問合せ **J:COM中央区民センター**
☎6267-0201



**ゆめまるくんの
安全・安心コーナー**

**新小学一年生に防犯・交通
安全グッズを配付します**

中央区では、子どもたちの通学時の安全を守るため、地域の皆さんと区役所で見守り活動に取り組んでいます。このたび令和3年春に区内の市立小学校に入学される新1年生を対象に、防犯・交通安全事業の一環として、ゆめまるくんキャラクターグッズを各小学校でお渡しします。



中央区役所では、今後も子どもの安全見守り活動を継続していきます!!

※写真はイメージです。

消防コーナー



中央消防署(内本町2-1-6)
☎6947-0119 FAX 6942-5745

春の火災予防運動

3月1日(月)~7日(日)の一週間は、「春の火災予防運動」が実施されます。

令和2年中の中央区内の火災件数63件(速報値)の内、たばこの火の不始末を含む火気取り扱い中の「消し忘れ」や「消火不十分」による火災件数は21件、その内、調理中における火災件数が15件発生しています。
調理中は、その場を離れないようにしましょう!

「消防署」を名乗る不審な電話にご注意を!

大阪市内で、「防災パンフレットを配布するため、世帯人数を教えて欲しい。」などと消防職員を装った人物から電話がかかってくる事案が多発しています。**消防署からこのような内容を電話で聞くことはありません。**不審だと感じたら電話を切り、お近くの消防署や警察署へ相談してください。

警察コーナー



東警察署 ☎6268-1234
南警察署 ☎6281-1234

警察官を装った詐欺に注意!

こんな電話に注意!
詐欺犯人を捕まえた。あなたの名前を言っている。口座が悪用されているのでキャッシュカードを預かる。

その後、偽警察官が自宅を訪問し、キャッシュカードをだまし取る!

詐欺突破の鍵
警察官が自宅に行き、口座手続きのため、キャッシュカードや通帳を持ち帰ることは絶対にありません!

お願い
警察官を名乗る電話で「キャッシュカード」と聞けば、いったん電話を切断し、最寄りの警察署にかけ直してください!

暗証番号は教えない! キャッシュカードは渡さない!